

令和2年第1回

富谷市議会臨時会議案書

令和2年4月30日提出

富 谷 市

令和2年第1回 富谷市議会臨時会議案

目 次

議 案

議案第 1 号	令和2年度富谷市一般会計補正予算（第1号）	1
---------	-----------------------	---

承 認

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（富谷市税条例等の一部を改正する条例）	1 2
---------	--------------------------------------	-----

承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	6 2
---------	---	-----

承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（富谷市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例）	6 8
---------	---	-----

承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富谷市一般会計補正予算（第10号））	7 2
---------	---	-----

承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））	7 3
---------	--	-----

承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第5号））	7 4
---------	--	-----

承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））	7 5
---------	---	-----

承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富谷市水道事業会 計補正予算（第 5 号））	76
--	----

議案第 1 号

令和 2 年度富谷市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度富谷市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 6 7, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4, 0 8 2, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 3 0 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
15 国庫支出金		2,248,061	700	2,248,761
	2 国庫補助金	386,138	700	386,838
19 繰入金		241,768	106,300	348,068
	2 基金繰入金	241,766	106,300	348,066
21 諸収入		453,257	160,000	613,257
	4 雑入	385,744	160,000	545,744
歳 入 合 計		13,815,000	267,000	14,082,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		1,669,066	4,300	1,673,366
	1 総務管理費	1,293,355	4,300	1,297,655
3 民生費		5,648,085	7,100	5,655,185
	2 児童福祉費	3,168,560	7,100	3,175,660
7 商工費		190,511	251,500	442,011
	1 商工費	190,511	251,500	442,011
9 消防費		661,084	1,308	662,392
	1 消防費	661,084	1,308	662,392
10 教育費		2,422,444	2,792	2,425,236
	1 教育総務費	243,439	2,092	245,531
	4 幼稚園費	541,598	700	542,298
歳 出	合 計	13,815,000	267,000	14,082,000

補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款	項	補正前の額
15 国庫支出金		2,248,061
	2 国庫補助金	386,138
19 繰入金		241,768
	2 基金繰入金	241,766
21 諸収入		453,257
	4 雑入	385,744
歳入合計		13,815,000

(単位：千円)

補正額	計
700	2,248,761
700	386,838
106,300	348,068
106,300	348,066
160,000	613,257
160,000	545,744
267,000	14,082,000

(歳 出)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		1,669,066	4,300	1,673,366
	1 総務管理費	1,293,355	4,300	1,297,655
3 民生費		5,648,085	7,100	5,655,185
	2 児童福祉費	3,168,560	7,100	3,175,660
7 商工費		190,511	251,500	442,011
	1 商工費	190,511	251,500	442,011
9 消防費		661,084	1,308	662,392
	1 消防費	661,084	1,308	662,392
10 教育費		2,422,444	2,792	2,425,236
	1 教育総務費	243,439	2,092	245,531
	4 幼稚園費	541,598	700	542,298
歳 出 合 計		13,815,000	267,000	14,082,000

(単位：千円)

補 正 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	4,300
0	0	0	0	4,300
0	0	0	0	7,100
0	0	0	0	7,100
0	0	0	160,000	91,500
0	0	0	160,000	91,500
0	0	0	0	1,308
0	0	0	0	1,308
700	0	0	0	2,092
0	0	0	0	2,092
700	0	0	0	0
700	0	0	160,000	106,300

2. 歳入

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 教育費国庫補助金	6,037	700	6,737
計	386,138	700	386,838

(款)19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	237,260	106,300	343,560
計	241,766	106,300	348,066

(款)21 諸収入

(項) 4 雑入

1 雑入	385,744	160,000	545,744
計	385,744	160,000	545,744

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 幼稚園費補助金	700	教育支援体制整備事業費交付金 700

1 財政調整基金繰入金	106,300	106,300

4 雑入	160,000	160,000

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	592,574	3,000	595,574	0	0	0	3,000
5 財産管理費	98,149	1,300	99,449	0	0	0	1,300
計	1,293,355	4,300	1,297,655	0	0	0	4,300

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	1,464,751	7,100	1,471,851	0	0	0	7,100
計	3,168,560	7,100	3,175,660	0	0	0	7,100

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	124,638	251,500	376,138	0	0	160,000	91,500
計	190,511	251,500	442,011	0	0	160,000	91,500

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

5 災害対策費	18,687	1,308	19,995	0	0	0	1,308
計	661,084	1,308	662,392	0	0	0	1,308

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	221,867	2,092	223,959	0	0	0	2,092
計	243,439	2,092	245,531	0	0	0	2,092

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園管理費	541,598	700	542,298	700	0	0	0
計	541,598	700	542,298	700	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	細 節 及 び そ の 金 額	主 な 事 業 名 及 び そ の 金 額
11 需用費	3,000	消耗品費 3,000	職員健康管理事業 3,000
11 需用費	400	消耗品費 400	公有財産維持管理事業 100
18 備品購入費	900	庁用器具費等 900	物品管理事務 1,200

11 需用費	50	印刷製本費 50	ひとり親家庭等緊急支援事業 7,100
12 役務費	50	通信運搬費 50	
19 負担金、補助及び交付金	7,000	補助金 ひとり親家庭等緊急支援事業補助金 7,000	

11 需用費	3,000	印刷製本費 3,000	経済支援対策事業 251,500
13 委託料	2,000	委託料 商品券販売業務 1,120 商品券清算取次業務 880	
19 負担金、補助及び交付金	246,500	補助金 店舗等賃料補助事業補助金 28,500 テイクアウト利用促進事業補助金 10,000 割増商品券事業補助金 208,000	

11 需用費	1,308	消耗品費 1,308	防災用備蓄物品等整備事業 1,308

11 需用費	1,520	消耗品費 1,520	学校総務事務 2,092
18 備品購入費	572	庁用器具費等 572	

11 需用費	24	消耗品費 24	市立幼稚園運営事業 700
18 備品購入費	676	庁用器具費等 676	

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（富谷市税条例等の一部を改正する条例）
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり
専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和 2 年 4 月 30 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので，その承認を求めるもの。

富専第 3 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

富谷市税条例等の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和 2 年 3 月 31 日

富谷市長 若 生 裕 俊

富谷市税条例等の一部を改正する条例

(富谷市税条例の一部改正)

第1条 富谷市税条例（昭和29年富谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第23条 略 （個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>ひとり親</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 略 第25条～第34条 略 （所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から<u>第11項</u>までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦控除額</u>、<u>ひとり親控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第6項</u>及び<u>第</u>	第1条～第23条 略 （個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 略 第25条～第34条 略 （所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から<u>第12項</u>までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦（寡夫）控除額</u><u>　　</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、<u>第7項</u>及び<u>第</u>

改 正 後	現 行
<u>1 1 項</u>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額，退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 第34条の3～第36条 略 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は，3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし，法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。），小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，勤労学生控除額，配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第<u>314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除，同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若し	<u>1 2 項</u>の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額，退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 第34条の3～第36条 略 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は，3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし，法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。），小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，勤労学生控除額，配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第<u>314条の2第5項</u>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除，同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若し

改 正 後	現 行
くは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	くは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
2～9 略	2～9 略
第36条の3 略	第36条の3 略
（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）	（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。	第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
—	(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u>
(3) 略	(4) 略
2～5 略	2～5 略

改 正 後	現 行
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者_____ _____ (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 — _____ (3) 略 2～5 略 第36条の4～第47条の6 略 (法人の市民税の申告納付) 第48条 略	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者<u>若しくは単身児童扶養者である者</u> (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> (4) 略 2～5 略 第36条の4～第47条の6 略 (法人の市民税の申告納付) 第48条 略

改 正 後	現 行
2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u> 3～17 略 第49条・第50条 略 （市民税の減免） 第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。 (1)～(5) 略 <u>(6) 天災その他の災害を受けた者</u> 2・3 略 第52条～第53条の12 略 （固定資産税の納税義務者等） 第54条 略 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2	2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u> 3～17 略 第49条・第50条 略 （市民税の減免） 第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。 (1)～(5) 略 2・3 略 第52条～第53条の12 略 （固定資産税の納税義務者等） 第54条 略 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2

改正後	現 行
条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は<u>登録がされている者</u>をいう。この場合において、所有者として登記又は<u>登録がされている個人</u>が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は<u>登録がされている法人</u>が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。	条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は<u>登録されている</u> 者をいう。この場合において、所有者として登記又は<u>登録されている</u> 個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は<u>登録されている</u> 法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。
3 略	3 略
4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により 不明である場合には _____，その使用者を所有者とみなして， _____ 固定資産課税台帳に登録し，その者に固定資産税を課することができる。この場合において，市は，当該登録をしようとするときは，あらかじめ，その旨を当該使用者に通知しなければならない。	4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合には _____ いては，その使用者を所有者とみなして， <u>これを</u> 固定資産課税台帳に登録し，その者に固定資産税を課する _____。 _____
5 <u>法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には，その使用者を所有者とみなして，固定資産課税台帳に登録し，その者に固定資産税を課することができる。この場合において，市は，当該登録をしようとするときは，あらかじめ，その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u>	

改 正 後	現 行
6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより 仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定の適用により 管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には_____, 当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地	5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定の適用によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている 者をもって、仮使用地

改 正 後	現 行
にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。 7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号） 第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条	にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。 6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号） 第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条

改 正 後	現 行
第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等においては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。 8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 第55条～第60条 略 （固定資産税の課税標準） 第61条 略 2～8 略	第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等においては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす――。 7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 第55条～第60条 略 （固定資産税の課税標準） 第61条 略 2～8 略

改 正 後	現 行
9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第11項の規定にかかわらず</u>、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。	9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第12項の規定にかかわらず</u>、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。
10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第11項の規定にかかわらず</u>、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 （<u>法第349条の3第27項等の条例で定める割合</u>）	10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第12項の規定にかかわらず</u>、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 （<u>法第349条の3第28項等の条例で定める割合</u>）
第61条の2 <u>法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u>	第61条の2 <u>法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u>
2 <u>法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u>	2 <u>法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u>
3 <u>法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u>	3 <u>法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u>
第62条～第74条の2 略 （<u>現所有者の申告</u>）	第62条～第74条の2 略
<u>第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条に</u>	

改 正 後	現 行
<u>において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から３月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）</u> <u>(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u> <u>(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に關し必要と認める事項</u> （固定資産に係る不申告に関する過料） 第 7 5 条 固定資産の所有者（法第 3 8 6 条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第 7 4 条若しくは法第 3 8 3 条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には _____、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。 2 ・ 3 略 第 7 6 条～第 9 3 条の 2 略 （たばこ税の課税標準） 第 9 4 条 略	（固定資産に係る不申告に関する過料） 第 7 5 条 固定資産の所有者（法第 3 8 6 条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第 7 4 条又は _____ 法第 3 8 3 条の規定によって _____ 申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、1 0 万円以下の過料を科する。 2 ・ 3 略 第 7 6 条～第 9 3 条の 2 略 （たばこ税の課税標準） 第 9 4 条 略

改 正 後	現 行
2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</u>	2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。_____
略	略
3 略 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（<u>同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。</u>）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	3 略 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ_____の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
5～10 略	5～10 略
第95条 略	第95条 略
（たばこ税の課税免除）	（たばこ税の課税免除）
第96条 略	第96条 略
2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号	

改 正 後	現 行
に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。	
3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。	2 前項の _____ 規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3 _____ に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。
4 略 第97条 略 (たばこ税の申告納付の手続) 第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようと	3 略 第97条 略 (たばこ税の申告納付の手続) 第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようと

改 正 後	現 行
する場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第96条第3項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。	する場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第96条第2項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
2～5 略	2～5 略
第99条～第130条 略	第99条～第130条 略
(特別土地保有税の納税義務者等)	(特別土地保有税の納税義務者等)
第131条 略	第131条 略
2～5 略	2～5 略
6 <u>第54条第7項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。	6 <u>第54条第6項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。
第132条～第150条 略	第132条～第150条 略
附 則	附 則
第1条～第3条 略	第1条～第3条 略

改 正 後	現 行
(延滞金の割合等の特例) 第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。) 及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u> 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>各年の平均貸付割合</u>	(延滞金の割合等の特例) 第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。) 及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u> 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用年</u>

改正後	現 行
に年0.5パーセントの割合を加算した割合が 年7.3パーセントの割合に満たない場合に は、その年中においては、その年 _____における当該加算した割合とする。	中 _____においては、当該特例基準割合適用年 における特例基準割合と_____する。
(納期限の延長に係る延滞金の特例)	(納期限の延長に係る延滞金の特例)
第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第 89号）第15条第1項（第1号に係る部分に 限る。）の規定により定められる商業手形の基 準割引率が年5.5パーセントを超えて定めら れる日からその後年5.5パーセント以下に定 められる日の前日までの期間（当該期間内に前 条第2項の規定により第52条第1項及び第 4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に 規定する<u>加算した割合</u>とする年に含まれる期 間がある場合には、当該期間を除く。以下この 項において「特例期間」という。）内（法人税法 第75条の2第1項（同法第144条の8にお いて準用する場合を含む。）の規定により延長 された法第321条の8第1項に規定する申 告書の提出期限又は法人税法第81条の24 第1項の規定により延長された法第321条 の8第4項に規定する申告書の提出期限が当 該年5.5パーセント以下に定められる日以後 に到来することとなる市民税に係る申告基準 日が特例期間内に到来する場合における当該 市民税に係る第52条の規定による延滞金に あつては、当該年5.5パーセントを超えて定 められる日から当該延長された申告書の提出	第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第 89号）第15条第1項（第1号に係る部分に 限る。）の規定により定められる商業手形の基 準割引率が年5.5パーセントを超えて定めら れる日からその後年5.5パーセント以下に定 められる日の前日までの期間（当該期間内に前 条第2項の規定により第52条第1項及び第 4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に 規定する<u>特例基準割合</u>とする年に含まれる期 間がある場合には、当該期間を除く。以下この 項において「特例期間」という。）内（法人税法 第75条の2第1項（同法第144条の8にお いて準用する場合を含む。）の規定により延長 された法第321条の8第1項に規定する申 告書の提出期限又は法人税法第81条の24 第1項の規定により延長された法第321条 の8第4項に規定する申告書の提出期限が当 該年5.5パーセント以下に定められる日以後 に到来することとなる市民税に係る申告基準 日が特例期間内に到来する場合における当該 市民税に係る第52条の規定による延滞金に あつては、当該年5.5パーセントを超えて定 められる日から当該延長された申告書の提出

改 正 後	現 行
期限までの期間内) は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。	期限までの期間内) は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。
2 略	2 略
第4条の2～第7条の4 略	第4条の2～第7条の4 略
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)
第8条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてや	第8条 昭和57年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてや

改 正 後	現 行
むを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 略 第9条・第9条の2 略 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は<u>附則第15条</u> から第15条の3の2まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 <u>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>3 略</u> <u>4 略</u> <u>5 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>6 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>7 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u>	むを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 略 第9条・第9条の2 略 (読替規定) 第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は<u>法附則第15条</u>から第15条の3の2まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 <u>2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>4 略</u> <u>5 略</u> <u>6 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>7 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>8 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u>

改 正 後	現 行
<u>8 法附則第15条第27項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 <u>9 法附則第15条第28項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>10 法附則第15条第28項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 <u>11 法附則第15条第30項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>12 法附則第15条第30項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 _____ _____ _____ <u>13 法附則第15条第30項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>14 法附則第15条第30項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>15 法附則第15条第30項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 <u>16 法附則第15条第30項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条	<u>9 法附則第15条第30項第3号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 <u>10 法附則第15条第31項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>11 法附則第15条第31項第2号</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 <u>12 法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>13 法附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>14 法附則第15条第33項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>15 法附則第15条第33項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>16 法附則第15条第33項第1号ホ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>17 法附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。 <u>18 法附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条

改 正 後	現 行
例で定める割合は4分の3とする。 <u>17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> <u>18 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>19 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>20 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>零</u>とする。</u> <u>25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>26 略</u> 第10条の3 略 (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特	例で定める割合は4分の3とする。 <u>19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</u> <u>24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は<u>0</u>とする。</u> <u>27 略</u> 第10条の3 略 (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特

改 正 後	現 行
例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 2～4 略 第11条・第11条の2 略	例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 2～4 略 第11条・第11条の2 略
(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下こ	(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下こ

改 正 後	現 行
の条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は__附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は__附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分	の条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分

改正後	現 行
の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の	の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の

改 正 後	現 行
負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。	負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。
第12条の2 略	第12条の2 略
（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表	第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表

改 正 後	現 行
の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
略	略
第 13 条の 2～第 14 条の 2 略 （特別土地保有税の課税の特例） 第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 <u>又は</u> 附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2～5 略 第 15 条の 2～第 16 条の 4 略 （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第 17 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定す	第 13 条の 2～第 14 条の 2 略 （特別土地保有税の課税の特例） 第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 <u>又は法</u>附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2～5 略 第 15 条の 2～第 16 条の 4 略 （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第 17 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定す

改 正 後	現 行
る譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2・3 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をし	る譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。 2・3 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第17条の2 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をし

改正後	現行
た場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その	た場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)・(2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その

改 正 後	現 行
有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の3</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 第17条の3～第21条の2 略 （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第22条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（<u>第54条第6項</u>の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 2～4 略 第23条 略	有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から<u>第35条の2</u>まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 第17条の3～第21条の2 略 （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第22条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（<u>第54条第5項</u>の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 2～4 略 第23条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 富谷市税条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第18条の4 略 (納期限後に納付し, 又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は, 第40条, 第46条, 第46条の2若しくは第46条の5 (第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。), 第47条の4第1項 (第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。), 第48条第1項 (法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。), 第53条の7, 第67条, 第81条の6第1項, 第83条第2項, 第98条第1項若しくは第2項, 第102条第2項, 第105条, 第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し, 又は納入金を納入する場合には_____, 当該税額又は納入金額にその納期限 (納期限の延長があったときは, その延長された納期限とする。以下第1号, 第2号及び第5号において同じ。) の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ, 年14.6パーセント (次の各号に掲げる税額の区分に応じ, 第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については, 年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加	第1条～第18条の4 略 (納期限後に納付し, 又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は, 第40条, 第46条, 第46条の2若しくは第46条の5 (第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。), 第47条の4第1項 (第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。), 第48条第1項 (法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。), 第53条の7, 第67条, 第81条の6第1項, 第83条第2項, 第98条第1項若しくは第2項, 第102条第2項, 第105条, 第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し, 又は納入金を納入する場合においては, 当該税額又は納入金額にその納期限 (納期限の延長があったときは, その延長された納期限とする。以下第1号, 第2号及び第5号において同じ。) の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ, 年14.6パーセント (次の各号に掲げる税額の区分に応じ, 第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については, 年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加

改 正 後	現 行
算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間 (5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項又は第31項_____の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日 (6) 第48条第1項の申告書（<u>法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。</u>）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日 (年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項_____, 第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項<u>及び</u> 第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に	算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定<u>によって</u>徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間 (5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日 (6) 第48条第1項の申告書（<u>法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。</u>）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日 (年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項<u>及び第4項</u>, 第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項<u>並びに</u>第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に

改 正 後	現 行								
定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 第21条・第22条 略 (市民税の納税義務者等) 第23条 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号_____において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 第24条～第30条 略 (均等割の税率) 第31条 略 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。 <table border="1"> <tr> <th>法人の区分</th><th>税率</th></tr> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額</td><td>年額 50,000円</td></tr> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額	年額 50,000円	定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 第21条・第22条 略 (市民税の納税義務者等) 第23条 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業_____を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 第24条～第30条 略 (均等割の税率) 第31条 略 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。 <table border="1"> <tr> <th>法人の区分</th><th>税率</th></tr> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額</td><td>年額 50,000円</td></tr> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額	年額 50,000円
法人の区分	税率								
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額	年額 50,000円								
法人の区分	税率								
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額	年額 50,000円								

改 正 後		現 行	
をいう。以下この表及び第４項において同じ。)を有する法人（法人税法別表第２に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第４項において同じ。)で資本金等の額が１，０００万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第９号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が５０人以下のもの		をいう。以下この表及び第４項において同じ。)を有する法人（法人税法別表第２に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第４項において同じ。)で資本金等の額が１，０００万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第９号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が５０人以下のもの	
(2) 略	略	(2) 略	略
(9) 略	略	(9) 略	略
３ 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第３１２条第３項第１号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第２号の期間又は同項第３号 の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を１２で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、１月に満たないときは１月とし、１月に満たない端数を生じた		３ 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第３１２条第３項第１号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第２号の連結事業年度開始の日から６月の期間若しくは同項第３号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第４号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を１２で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、１月に満たないときは１月とし、１月に満たない端数を生じた	

改 正 後	現 行
ときは切り捨てる。 4 略 第32条～第47条の6 略 (法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第31項、第34項及び第35項</u>の規定による申告書（第9項、<u>第10項及び第12項</u>において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、<u>第31項及び第35項</u>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第34項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第2項後段</u>の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第36項</u>及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の</u>	ときは切り捨てる。 4 略 第32条～第47条の6 略 (法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の規定による申告書（第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項及び第23項</u>の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第22項</u>の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第3項</u>の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第24項</u>及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の</u>

改 正 後	現 行
<u>3 第 3 項及び第 9 項</u> _____の規定の適用を受ける 場合には、<u>法第 3 2 1 条の 8 第 3 7 項及び令第 4 8 条の 1 2 の 3</u>に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第 3 2 1 条の 8 第 3 8 項</u>及び令第 4 8 条の 1 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 5 <u>法第 3 2 1 条の 8 第 3 4 項</u>に規定する申告書（<u>同条第 3 3 項</u>の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は<u>第 3 1 項</u>_____の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 1 4. 6 パーセント（申告書を提出した日（<u>同条第 3 5 項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7. 3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 2 2 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。	<u>3 第 4 項及び第 1 0 項又は第 6 8 条の 9 3 の 3 第 4 項及び第 1 0 項</u>の規定の適用を受ける 場合には、<u>法第 3 2 1 条の 8 第 2 5 項及び令第 4 8 条の 1 2 の 3</u>に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第 3 2 1 条の 8 第 2 6 項</u>及び令第 4 8 条の 1 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 5 <u>法第 3 2 1 条の 8 第 2 2 項</u>に規定する申告書（<u>同条第 2 1 項</u>の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、<u>第 4 項又は第 1 9 項</u>の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 1 4. 6 パーセント（申告書を提出した日（<u>同条第 2 3 項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7. 3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 2 2 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

改正後	現行
6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額	7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額

改 正 後	現 行
(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
(1) 略	(1) 略
(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間	(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間
8 略	8 略 9 <u>法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適</u>

改正後	現 行
	用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。
9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定める	10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定める

改 正 後	現 行
ところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び<u>第 1 1 項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第 7 6 2 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（<u>第 1 1 項</u>において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。	ところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び<u>第 1 2 項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第 7 6 2 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（<u>第 1 2 項</u>において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
<u>1 0</u> 略	<u>1 1</u> 略
<u>1 1</u> <u>第 9 項</u> の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第 7 6 2 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。	<u>1 2</u> <u>第 1 0 項</u> の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第 7 6 2 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
<u>1 2</u> <u>第 9 項</u> の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法<u>第 7 5 条の 5 第 2 項</u>の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第 9 項</u> の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務	<u>1 3</u> <u>第 1 0 項</u> の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法<u>第 7 5 条の 4 第 2 項</u>の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第 1 0 項</u> の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務

改 正 後	現 行
署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。	署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
<u>1 3</u> 略	<u>1 4</u> 略
<u>1 4</u> <u>第 1 2 項</u> の規定の適用を受けている内国法人は、 <u>第 9 項</u> の申告につき <u>第 1 2 項</u> の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。	<u>1 5</u> <u>第 1 3 項</u> の規定の適用を受けている内国法人は、 <u>第 1 0 項</u> の申告につき <u>第 1 3 項</u> の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
<u>1 5</u> <u>第 1 2 項前段</u> の規定の適用を受けている内国法人につき、法 <u>第 3 2 1 条</u> の <u>8 第 6 1 項</u> の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の <u>第 1 2 項前段</u> の期間内に行う <u>第 9 項</u> の申告については、 <u>第 1 2 項前段</u> の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。	<u>1 6</u> <u>第 1 3 項前段</u> の規定の適用を受けている内国法人につき、法 <u>第 3 2 1 条</u> の <u>8 第 5 1 項</u> の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の <u>第 1 3 項前段</u> の期間内に行う <u>第 1 0 項</u> の申告については、 <u>第 1 3 項前段</u> の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
<u>1 6</u> <u>第 1 2 項後段</u> の規定の適用を受けている内国法人につき、 <u>第 1 4 項</u> の届出書の提出又は法人税法 <u>第 7 5 条</u> の <u>5 第 3 項若しくは第 6 項</u> _____の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の <u>第 1 2 項後段</u> の期間内に行う <u>第 9 項</u>	<u>1 7</u> <u>第 1 3 項後段</u> の規定の適用を受けている内国法人につき、 <u>第 1 5 項</u> の届出書の提出又は法人税法 <u>第 7 5 条</u> の <u>4 第 3 項若しくは第 6 項</u> <u>(同法第 8 1 条の 2 4 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)</u> の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の <u>第 1 3 項後段</u> の期間内に行う <u>第 1 0</u>

改 正 後	現 行
__の申告については、<u>第12項後段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。	項の申告については、<u>第13項後段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。
第49条 略	第49条 略
(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)	(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)
第50条 略	第50条 略
2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項____の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項_____の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、<u>第2項又は第4項</u>の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u>_____に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除	3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除

改正後	現 行
き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____による 更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項_____に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額	き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による 更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額

改 正 後	現 行
(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2) 略 第51条 略 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条 略 2・3 略 — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)・(2) 略 第51条 略 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条 略 2・3 略 <u>4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。))は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。))に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当</u>

改 正 後	現 行
	<u>第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u>
第53条～第93条の2 略 (たばこ税の課税標準)	第53条～第93条の2 略 (たばこ税の課税標準)
第94条 略 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。	第94条 略 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。
略	略
3～10 略 第95条～第150条 略 附 則 第1条～第3条 略 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 略	3～10 略 第95条～第150条 略 附 則 第1条～第3条 略 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 略

改 正 後	現 行
2 当分の間、第52条第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。 第4条～第23条 略	2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。 第4条～第23条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 富谷市税条例等の一部を改正する条例（平成31年富谷市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、富谷市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中富谷市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中富谷市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条

並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中富谷市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中富谷市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の富谷市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の

規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の富谷市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成31年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第1

5 条第 3 3 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成 2 8 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された旧法附則第 1 5 条第 4 0 項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 6 条 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第 7 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて（富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第 4 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和 2 年 3 月 31 日

富谷市長 若 生 裕 俊

富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険税条例（昭和44年富谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 （課税額） 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 略 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。 第3条～第22条 略 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場	第1条 略 （課税額） 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。 3 略 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。 第3条～第22条 略 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場

改 正 後	現 行
合には、<u>6 3 万円</u>), 同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には, 1 9 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が<u>1 7 万円</u>を超える場合には, <u>1 7 万円</u>) の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が, 3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>2 8 万 5, 0 0 0 円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が, 3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>5 2 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 略 第 2 3 条の 2 ～第 2 7 条 略 附 則 1 ～ 4 略 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	合には、<u>6 1 万円</u>), 同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には, 1 9 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が<u>1 6 万円</u>を超える場合には, <u>1 6 万円</u>) の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が, 3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>2 8 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が, 3 3 万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>5 1 万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 略 第 2 3 条の 2 ～第 2 7 条 略 附 則 1 ～ 4 略 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

改正後	現行
5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合）には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税	5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定に該当する場合）には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税

改 正 後	現 行
の特例) 6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項又は第36条</u>」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。 7～15 略	の特例) 6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項_____」 「__又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。 7～15 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の富谷市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて（富谷市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

富専第 5 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

富谷市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和 2 年 3 月 31 日

富谷市長 若 生 裕 俊

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富谷市一般会計補正予算（第10号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富谷市国民健康保険特別会計
補正予算（第5号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第5号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて（令和元年度富谷市水道事業会計補正予算
（第5号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり
専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。